

様式第6号（第7条関係）

県有地処分の媒介に関する契約書

宮城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲と社団法人〇〇〇〇が平成 年 月 日付けで締結した県有地処分の媒介に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、県有地処分の媒介に関する業務について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、地方公共団体及び宅地建物取引業に係る社会的使命を有する立場と双方の信義、誠実の原則に立ち、県有地処分の適正かつ円滑な推進と宅地建物取引業の健全な発展に資するものとする。

（契約の趣旨）

第2条 甲は、次に掲げる土地（以下「県有地」という。）の処分を行うに当たり、土地の購入者（以下「顧客」という。）と甲との媒介を委託し、乙はこれを受託するものとする。

番号	所在地	面積	売払価格
		m ²	

（業務の内容及び媒介報酬の支払）

第3条 乙は、県有地の処分に当たり、協定書に基づき、顧客と甲との媒介を行い、次の書類を甲に提出しなければならない。

- （1）県有地売払申込書（県有地を媒介により売り払う場合の取扱要領様式第4号）
- （2）その他甲が指示する必要書類

2 甲は、顧客から売買代金全額が納入され所有権移転登記が完了した後、乙からの請求に基づき媒介報酬を支払うものとする。

（媒介報酬の額）

第4条 前条の媒介報酬の額は、協定書第9条第1項の規定により算出した額とする。

（苦情紛争の処理）

第5条 乙は、県有地処分の媒介を行うに当たり、第三者との間に苦情、紛争が発生したときは、乙の責任において、これを処理するものとする。

（甲の解除権）

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- （1）この契約に違反したとき。
- （2）媒介業務の処理が不相当と認められるとき。
- （3）この契約を履行することができないと認められるとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第6条の2 甲は、前条に規定する場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) 媒介業者として不適当な者

イ 暴力団(暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。

ロ 乙の役員等(個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)をいう。以下同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

ハ 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ニ 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ホ 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(2) 自ら又は第三者を利用して不適当な行為をする者

イ 暴力的な要求行為を行う者

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

ニ 偽計又は威力を用いて県有財産売払いを担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者

ホ その他前各号に準ずる行為を行う者

(解除の効果)

第6条の3 この契約が解除された場合には、第2条に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

2 前2条の規定による契約の解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害の賠償の責めを負う。

3 前2条の規定による契約の解除により乙に損害が生じたときは、甲はその損害の賠償の責めを負わない。

(費用の負担)

第7条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(媒介契約の有効期限)

第8条 この契約の有効期限は、平成 年 月 日までとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、この媒介により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 宮城県知事

乙